

第14回生駒市病院事業推進委員会

平成25年5月27日（月）
午後9：00～午後11：15

【上野病院建設課長】 それでは、ただいまから生駒市病院事業推進委員会第14回会議を開催させていただきます。本日は、公私とも何かとお忙しいところ御参集いただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、まず初めに山下市長より皆様に御挨拶を申し上げます。

【山下市長】 皆さん、こんばんは。夜分からの会合にお忙しい中、御出席を賜りありがとうございます。

今回、昨年12月以来半年ぶりの開催となりますけれども、この間、生駒市立病院の事業におきましては実施設計の作業を進めまして、今月1日に病院建設工事に係る入札公告を行いまして、来月5日に開札の予定でございます。来月中旬には工事請負業者と契約をいたしまして、6月末から着工の予定としております。

一方で、指定管理者になります医療法人徳洲会との基本協定書の締結を目指しまして、これまで協議を重ねてきたところでございますけれども、今般、その協議結果が整いまして、双方基本合意に至りましたので、指定管理者と基本協定書を締結するに当たりまして、既に平成22年8月19日の第10回委員会におきまして、生駒市立病院の管理運営に関する基本協定書（案）につきまして、答申をいただいたわけでございますけれども、交渉の結果、その一部を変更する必要が生じたので、市立病院の設置に関する条例に基づきまして、本推進委員会に改めて諮問をさせていただくものでございます。

本日、委員会での御承認をいただければ、近々生駒市議会の病院事業特別委員会を開催し、そこに御報告をいたしまして、来月早々には徳洲会との基本協定書の調印という手続に進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いしたいと思います。本日はどうも御出席ありがとうございます。

【上野病院建設課長】 それでは、審議案件に移らせていただく前に、本日、事務局側としまして、初めて徳洲会さんから御参加していただいております方を御紹介いたします。

医療法人徳洲会の常務理事で、大阪本部事務局長をされております、加藤俊昭様でございます。

【加藤医療法人徳洲会常務理事】 よろしくお願いたします。

【上野病院建設課長】 同じく大阪本部次長の森岡直哉様でございます。

【森岡医療法人徳洲会大阪本部事務次長】 よろしくお願いたします。

【上野病院建設課長】 株式会社徳洲会の経営企画室長の北口浩孝様でございます。

【北口株式会社徳洲会経営企画室長】 よろしくお願いたします。

【上野病院建設課長】 どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、審議案件に移らせていただきます。生駒市病院事業推進委員会規則第3条第1項の規定に基づきまして、関本委員長に議事進行をお願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

【関本委員長】 それでは、審議案件に入ります。本日の会議については、いつものとおりですが、大体午後11時をめぐりに進めていきたいと思ひますので、どうぞ皆様、御協力よろしくお願ひします。

それでは、審議案件1の生駒市立病院の管理運営に関する基本協定書改定案の諮問についての審議を行います。これについて、まず事務局の方から説明をお願ひします。

【上野病院建設課長】 それでは、まず市長から諮問書を関本委員長にお渡しさせていただきます。

【山下市長】 「生駒市病院事業推進委員会委員長様。生駒市長、山下真。生駒市立病院の管理運営に関する基本協定書改定案について。このことにつきまして、別紙のとおり、生駒市立病院の管理運営に関する基本協定書改定案について、貴委員会の意見を求めます。」よろしくお願ひします。

【上野病院建設課長】 それでは、各委員さんにその写しをお配りさせていただきます。皆様、行き渡りましたでしょうか。

それでは、これより池田こども健康部長より、諮問の趣旨説明をさせていただきます。

【池田こども健康部長】 失礼いたします。今回、諮問させていただきますのは、生駒市立病院の管理運営に関する基本協定書改定案でございますが、先ほど市長の挨拶にもありましたように、基本協定書締結につきましては、平成22年8月19日に当推進委員会により答申をいただいた改定前の基本協定書案をもとに、指定管理者である医療法人徳洲会と協議を重ねてまいりまして、今回、合意に達し、その内容により条文を一部変更する必要が生じたので、本委員会に基本協定書改定案を諮問させていただくものでございます。

なお、本委員会で生駒市立病院の管理運営に関する基本協定書の改定案の承認を賜りましたら、生駒市議会に御報告させていただいた後、速やかに基本協定書を締結させていただきたいと考えておりますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

【上野病院建設課長】 引き続きまして、審議をしていただく前に、本日配付させていただいております資料の確認、並びに説明をさせていただきます。

【石田病院建設課課長補佐】 それでは、配付資料の確認をさせていただきます。

まず、生駒市立病院の管理運営に関する基本協定書（改定）諮問案でございます。これは中身、12ページでございます。御確認のほど、よろしくお願ひします。

続きまして、A4横のものですけれども、新旧対照表、現行協定書と改定協定書案との新旧対照表でございます。これは4ページでございます。

続きまして、基本協定書の第30条の改定内容の説明書ということで、これはページがちょっとついておりませんが、A4縦の2枚物で、裏表4ページございます。よろしいですか。

続きまして、生駒市の病院事業会計収支計画、指定管理者負担金の29年間平準化した場合というやつで、A3の横で2ページございます。ございますでしょうか。そして、指定管理者の収支計画、指定管理者負担金の見直し版というやつで、これもA3横で3ページございます。よろしくお願いたします。

以上でございます。全ておそろいでございませうか。よろしいですか。

それと1点、資料の訂正がちょっとございますのでよろしくお願いたします。3カ所ございます。資料の諮問案の7ページをお開きください。

7ページの第30条第4項の1行目のところでございますが、第38条第1項、第39条第1項及び第40条第2項の「及び」を「若しくは」に訂正いただきたく存じます。そして、同様に新旧対照表の2ページでございます。これの第4項のところでございます。こちらの方の第39条第1項及び第40条第2項の間のこの「及び」を「若しくは」に訂正をよろしくお願申し上げます。

そして、基本協定書第30条の改定内容の説明書の3枚目の真ん中の囲み部分、第4項についての横からになりますけど、こちらも同じように、第39条第1項及び第40条第2項のこの「及び」を「若しくは」に修正の方をよろしくお願いたします。

修正箇所は以上でございます。よろしくお願いたします。

【上野病院建設課長】 それでは、引き続きまして、基本協定書改定案について資料に基づきまして説明申し上げます。

まず、基本協定案の改定案、それと市の収支計画の説明につきましては、生駒市事務局から、また指定管理者の徳洲会さんの収支計画の説明につきましては、徳洲会さんの方から説明させていただきます。大体全部で15分程度を予定しております。よろしくお願いたします。

【石田病院建設課課長補佐】 それでは、基本協定書改定案について御説明させていただきます。説明は新旧対照表に沿ってさせていただきますと思います。新旧対照表をごらんください。

左側が現行の基本協定書案で、右側が改定案となっております。全部で44条ございます。このうちこのたびの改定条項は第5条と第23条と第30条と第38条のこの4条でございます。その中で、ゴシック体の太字の下線引きの箇所が改正箇所でございますので、どうぞよろしくお願いたします。

まず、第5条でございます。管理施設でございますけれども、これの第1項第2号の所在地のところでございます。生駒市東生駒1丁目6番地が、生駒市東生駒1丁目6番地2となっております。これは、近鉄所有の約1万1,000平米の1筆の土地のうち5,500平米を病院用地として賃借するに際しまして、平成24年3月6日に分筆をしていただいたことからでございます。

次に、第23条、事業報告書等でございます。ここでは第2項の年度事業報告書の提出期限につきまして、指定管理者側と協議した結果、「翌年度の4月末日まで」を「会計年度終了後2月以内」に改めさせていただきます。これは事業報告書等の中には収支決算書をも含めることを想定してございまして、決算書の調整に期間を要するということもあり、本市病院事業の決算書の提出期日に合わせて毎事業年度終了後2月以内という要件に改めさせていただきます。

続きまして、2ページでございます。

第30条、指定管理者負担金の改定でございますが、こちらにつきましては後ほど第30条の改定内容の説明書に沿って御説明をさせていただきますので、ここではちょっと飛ばさせていただきます、次の3ページの第38条、甲による指定の取り消しのところでございます。ここでは第1項の各号に第5号として1号を加えさせていただきました。これは昨年4月1日からの市の暴力団排除条例の施行によりまして、平成24年度以降に基本協定を締結する場合には、指定の取り消しに該当する場合として、暴力団排除措置に係る事由を加えるものとするよう、全庁的に指導されており、記載例を参考に該当条文を盛り込んだものでございます。

そのほか、「若しくは」と「負担金」といったところでございますが、これは法制執務の視点から再度精査し訂正をさせていただいております。また、第3項の第6号というところ、それから第4項の「における第30条第2項」といったところにつきましては、このたびの改正による影響から改正させていただいたところでございます。

それでは、最後に、第30条の指定管理者負担金の改定でございます。新旧対照表に合わせて改定内容の説明資料をごらんいただきますよう、お願いいたします。

まず、第1項のところの、現行では真ん中のところ、1行目、「に係る費用」でございます。これを「の施設等に係る減価償却費」に改めさせていただいております。これは、本市の財政状況の指数の関係上、このような表現とさせていただいております。また、第1項の現行の方ですけど、「毎事業年度」と「この場合において、」以下の部分でございますけれども、こちらについては削らせていただいております。これは、第2項以下で改めて明文化させていただくことからでございます。

そして、第2項でございますが、第2項は負担金の額となる施設等減価償却額の原則的な算出方法を明確にするために、該当法令及び条項を明記させていただきました。改定内容の説明書にその算式を表記しておりますのでごらんいただきますよう、お願いいたします。説明書の真ん中のところでございますが、病院施設はその法定耐用年数の違いによりまして、①のところですね。建物本体と、それから②の電気設備、給排水設備などの附属設備を2つに分けて計算をしております。ただし、附属設備につきましては、本計画では15年の耐用年数で一本化しておりますが、実際にはその設備によって何種類かの耐用年数に分かれますので、その設備ごとに減価償却額を算出することになります。建物完成後の各取得価格に残存価額としてその10%を引き、そこにそれぞれの耐用年数、建物、鉄骨造でございますので29年、附属設備として15年に応じた法定償却率を掛けて、それぞれの減価償却額が出てきます。そして、それを合計したものを年間の減価償却費として病院事業会計上費用計上してまいります。

なお、地方公営企業法では定額法という方法を採用しておりまして、各耐用年数の期間中は毎年度同額となります。この減価償却額相当額が原則として毎年の指定管理者負担金の額となります。

そして、新たに追加いたしました、次の第3項でございます。これは特例的に、その負担金の毎年の実際の支払い額を規定しております。その特例とは、説明書の1ページ目の一番下のところでございます。③の算式をごらんください。耐用年数15年間、毎年費用計上する附属設備部分の減価償却額相当額、すなわち指定管理者負担金の年額の負担を軽減するために上の②の式から算出された減価償却額に15年の耐用年数を掛けて、それを建物本体と同じ耐用年数の29年で割ります。これによって説明書の2ページをごらんいただけますでしょうか。

附属設備部分の減価償却額の15年間分を29年で支払うことができ、指定管理者負担金の支払総額を変えずに、毎年の負担金の支払金額を低くすることができるということになります。そして、説明書3ページをごらんください。

こちらの方、一番上、ただし書きの枠囲みでございます。これは第3項ただし書きのところでございますが、さらにこの第3項により算出した年間の負担金額を開院から4年間分については指定管理期間満了年度まで猶予するという規定でございます。そして、第4項でございますが、同じく説明書3ページ目の真ん中をごらんください。

これは20年間の指定期間が満了した場合、この場合は次の指定期間を継続しない場合という意味でございますけれども、満了した場合、あるいは指定を取り消されるという事態が生じた場合に、今まで猶予してきた負担金をどうするのかということの規定しております。このような場合は、下の図の縞の部分、本市が今まで減価償却費として費用計上してきた減価償却累計額と実際に本市に支払われた負担金との差額であり、つまり猶予してきた負担金であって、速やかに支払ってもらうという規定でございます。

そして第4項、ただし書きですが、説明書の4ページ、最後のページをごらんください。

ただし書きで指定期間満了後も引き続き徳洲会さんが指定管理者を引き受ける場合は、この猶予してきた負担金を今度は建物本体の耐用年数の満了年度まで猶予するものとし、その支払い方法については、その耐用年数満了年度後の4事業年度の30年度、31年度、32年度、33年度で順次支払うという規定でございます。

第30条の指定管理者負担金の方の改定内容の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、市の方の病院事業会計収支計画、指定管理者負担金の29年間平準化した場合について御説明申し上げます。

A3の横開きの2枚とじの部分、御参照ください。

それでは、簡単に説明させていただきます。なお、このたびの収支計画につきましては昨年9月に改正しました病院事業計画の収支計画との比較がやりやすいようにと、各種借り入れ利率など、設定条件については更新しておりませんのでよろしくお願いいたします。

まず、表の収益的収入、左のところにありますけれども、収益的収入のローマ数字のV、指定管理者負担金のところでございますが、これにつきまして、開院5年目から15年目までは年額3億181万3,000円から2億1,391万8,000円と、年間8,789万5,000円の収入減となります。ちなみに、16年目以降は1億1,974万5,000円から今回は同じく2億1,391万8,000円と9,417万3,000円の収入増となります。このことによりまして、開院5年目から15年目までの減収につきまして、償還期間10年の企業債の償還原資とするために、北部基金から借入金の借り入れ額が、以前は19億6,653万5,000円でございますけど、ここから22億7,096万円と3億442万5,000円分増加することになります。また、一般会計からの長期借入金の借り入れ額につきましても、前計画で開院までの平成26年度に借り入れする予定の2億3,684万7,000円に加えまして、翌年度の平成27年度に1億5,267万5,000円をさらに借り入れすることで、合計が3億8,952万2,000円ということで差額を借り入れることとなります。

簡単でございますけれども、収支計画の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

【北口株式会社徳洲会経営企画室長】 それでは、引き続きまして収支計画書の3枚の資料を説明させていただきます。

まずこちらの資料、前提としまして、建設工事費が入札公告の工事概算金額の82億3,200万円を85%の請負額で落札されたということを前提に収支計画書は作られています。今回、ポイントとなるのは、去年9月2日の第12回病院事業推進委員会に収支計画書を出させていただいているものがあると思うんですけど、それと変更になった点をこちらの方で説明させていただきたいと思います。変更になったのは大きく3点です。

1点目は、入院の1日当たりの診療額、初年度は3万2,000円ということになっていますけど、ここを変更させていただきます。それに関しましては、後でまた説明させていただきます。

2点目は、外来の1日平均患者数、こちらの方を変更させてもらっています。

3点目は医業費用の中の医療機器の減価償却、こちらの方を変更させていただいています。

実は、2つはこういう形にされますと、そんなに大きな変更ではございません。

まず1つは入院の1日当たりの診療額、こちらの方は去年9月2日の収支計画から高目に変更させていただきました。これ、なぜ高目に変更したかということ、グループの新設病院、9病院の入院患者1人1日当たりの診療収入を見ましたら、3万2,000円は間違いなく行っているんで、そこを高目に修正させていただきました。大体2,000円程度、こちらの方を高目に変更させてもらっています。初年度から10年度まで、全てそういう形で見直させていただきます。

次に、経理の面につきましては、医療機器の償却、こちらの方、去年9月2日の収支計画ではリース会社を使って費用計上しようということ考えていますけど、最近の徳洲会グループの方針として、借り入れするんじゃなくて、自己資金で当初15億医療機器を準備しよう。そうすると、減価償却になるわけですね。6年で減価償却、この方が損益を痛めませんので、グループは今、そういう形で運営していますので、そういう形で減価償却し、自己資金で調達を行うと。その中でもう1つ、前回、多分議論していただいたんですけど、リニアック室の設備、承認いただきましたので、この放射線治療器をいつ入れるかと。大体これ5億ぐらいかかります。

3ページを見ていただければよろしいと思うんですけど、自己資金でちょうど4年で6億4,000万ですね。この段階で入れたらどうかなと。あとはそれ以外の附属の医療機器も1億ぐらいいるでしょうから、そこで導入しよう。それとちょうど4年目では半減する、この数字ですと黒字になりますので、グループとしてもある程度黒字が見えたというところで放射線治療器を導入するというので、5年目から放射線治療器の減価償却をここに入れさせてもらっています。当然、リースよりかなり費用の分は圧縮できたということで、このように進めさせてもらいたいと思います。

3点目が大きな話だと思うんですけど、外来の1日平均患者数、1年目で210人、これ去年の9月2日で300人という試算になっています。かなり下げた変更になっています。これはなぜ大きく下げたかということですが、なぜこうやって大きな変更になったかとなりましたら、1つは今回提示しました1日平均外来患者数210人をどうやって算出したかということ、グループ内の新設した9病院のオープン後の1日平均外来患者数を見ましたら、200人を超える病院は、そんなにはないんですね、実は。なぜ、去年、300人と出したんだといわれましたら、多分この推進委員会の中でも議論されているようなんですけど、生駒の総合病院の方が大体閉鎖前に1日平均50

0人以上の外来患者さん診ておられたということがベースになっていまして、この500人というのは平日診療日で500人なんですね。徳洲会のこの収支計画というのは、実を言いますと、これ、カレンダーの日付ですね。年間365日で計算するわけですね。ですから、仮に500人来たとしても、1日平均に割り返すと、実は320人にしかならないんですね。当初は当然そんな平日で500人は来ませんので、300人ぐらい見込めるでしょう。場所もいいですし、グループの新設の9病院より立地条件はいい。この条件を考慮しまして、大体210人から始めなきゃだめだなと。これ、実は最近になって分かりまして、非常に計画が甘かったんじゃないかと言われたらそれまでなんですけど、ここは申しわけありません。実態に合う形で見直し1日平均210人に変更させていただいたという形で今回の収支計画を出させていただきました。

以上です。

【上野病院建設課長】 説明は終わりました。

それでは、審議の方をよろしくお願いいたします。

関本委員長、議事進行をよろしくお願いいたします。

【関本委員長】 それでは、ただいま諮問を受けました生駒市立病院の管理運営に関する基本協定書改定案の説明が終わりましたので、早速審議に入りたいと思います。

改定案について御意見や御質問ございませんか。上原委員、どうぞ。

【上原委員】 初歩的な質問ですけれども、一応耐用年数が29年ということで、29年で計算されていると思うんですけれども、指定管理者との約束というのは一応20年間なので、20年間での計算にはならないのかなという疑問をまず持ちました。その辺、ちょっと教えてください。

【関本委員長】 事務局、お願いします。

【上野病院建設課長】 先ほど市の方からも説明させていただきましたように、資料、基本協定書第30条の改定内容説明ということがございまして、その1ページ目の第3条というところで、基本的な支払い方法を書かせていただいております。その次に、第4項になるんですけれども、基本的にここでは指定期間が満了したとき、引き続き指定管理者として指名していない場合ということで、これは20年間指定期間が満了したときに、今まで当初以上の基本的な減価償却費に計上しました総額というのは、下の方に書いておりますけれども、要するにこれから支払っていただいた指定管理者負担金の支払いの済んだ分についての差額を20年間で支払っていただく。これが基本的な原則ということですので、今回の指定期間の負担金の支払いの考え方は20年ということですが、ただし、その裏でただし書きということで、本協定期間満了後引き続きまして徳洲会さんが指定管理者として、生駒市が当然議会の承認も得まして指定されたときでございますけれども、その場合につきまして、建物本体の減価償却期間、29年まで繰り延べするというところでございます。基本的には20年の契約内での計算をしております。

【関本委員長】 上原委員、どうぞ。

【上原委員】 分かりました。それから、その次にちょっと気になるところがあって、この説明書の真ん中のところで、指定管理者負担金の支払い額ということで、附属設備部分が上の方では15年間となっているんですが、それを29年間に平準化されていますよね。その場合、利息の変化なんかはどういうふうになるのか、その辺はどういうふうに考えたらいいか教えてください。

【関本委員長】 事務局、どうぞ。

【上野病院建設課長】 指定管理者負担金が平準化することによりまして、利息ということでございますが、まずこの生駒市の病院でございますから、まず企業債というのを建設工事の費用としまして、民間の金融機関から調達しますと、これ、10年間で返すということになっておりまして、その10年間の償還期間におきまして、そしてたらの収入をもって返すかということなんですけれども、まず管理者負担金をいただくのと、それとあと交付税措置されます部分について、市の方からお金をいただきまして返していくわけなんですけれども、ただ10年間どうしてもそれでは賄いきれないお金が出てきまして、それをもともと考えておりましたのが、北部地域整備促進基金及び応急診療施設等整備基金の方から借りるということでございます。ただし、平準化することによりまして、その10年間で市の企業会計が負担金としていただくお金が5億2,737万円、合計で少なくなるということで、先ほど説明させていただきましたように、北部地域整備促進基金から約3億4,722万5,000円、それと応急診療施設等整備基金から1億5,267万5,000円、これが増加しますので、それに伴う利息というのが当然増えてくるわけでございまして、北部地域整備促進基金の方の利息が654万2,000円と。それと応急診療施設等整備基金の利息が607万5,000円増加するということになります。ただ、基金からの借入が増えていきますけれども、一般会計は運用利回りと同程度の利子を企業会計から払いますので、影響はございませんけれども、企業会計含めると、基金の借入金が増加しますと利子が増えますので、負担金の支払い方法を開院から4年間繰り延べし、さらに平準化することによりまして、指定管理者の開院当初の不安定な収支が改善されまして、より安定した質の高い医療を少しでも早く市民の皆様に提供できればと考えておりますので、利子の増減、損得ではちょっと図れないかと考えております。

【関本委員長】 どうぞ。

【上原委員】 確認ですけれども、実質的には利息はそんなに増えないというふうに考えていいんですか。

【上野病院建設課長】 ですから、北部地域整備促進基金、かなりたくさん借りていきますけれども、利息は当然企業会計から返しますので、基金及び一般会計については影響ございませんけれども、企業会計は先ほど言いましたように利子が若干増えるということです。

【関本委員長】 どうぞ。

【上原委員】 結構です。

【関本委員長】 ほかに質問は。どうぞ。

【南委員】 施設などの改良とか改修というのは、市の予算の定めるところにより、市が実施するとされていますけれども、このときの費用というのはその年度以降の減価償却費の中に加えて指定管理者の負担金となるのでしょうか。その点を教えてください。

【上野病院建設課長】 当然、この企業会計の施行規則によりますように、資産が増えましたら、その分は翌年度の負担金として計算されます。

【関本委員長】 ほかにございませんか。谷口委員。

【谷口委員】 改定内容の説明の2項のところ、減価償却費の算出計算方式というのがありますね。これを見ますと、本体及び附属設備、10%残存価額があるわけですが、これは地方公営企業法施行規則第15条で、原価の100分の10に相当する金額を残存価額とし、そして定額法でこれを表示せえと書いてあるんです。ところが、第1項ただし書きでは、100分の5、この場合は鉄骨造ですから、100分の5まで、これは減価償却をすることを認めているわけです。もし、これ、鉄筋コンクリート造ですと、残存価額1円を残して、全部償却ができるというふうに、この地方公営企業法で書かれているんですが、今回の場合は鉄骨造ですから、100分の5、残存価額が残るということはやむを得ないと思うんですが、この辺について、どういう判断をしておられますかね。

【関本委員長】 事務局。

【石田病院建設課課長補佐】 100分の5につきましてお答えさせていただきます。基本的には10%、今回でしたら、法定の耐用年数は29年でございますので、29年間で10%引いた額を減価償却費として費用にしようとしているというのが基本ですね。そこの29年たっても、まだ建物使えるなという場合は、そのまた100分の5だけ残すまで減価償却、それから引き続きできます。この収支計画では内容を複雑にすると、余り分かりにくいかなというのもありましたので、やっぱり耐用年数、法定の耐用年数は決まっておりますので、その間の減価償却ということでシミュレーションさせていただいております。当然100分の5まで、もしその施設を29年度以降も使うのであれば、そういうふうな形でさせていただきますし、その分については、それ相当額は指定管理者負担金としていただくということになります。

【関本委員長】 谷口委員。

【谷口委員】 そういうふうに条文が解釈できないですけどね。地方公営企業の経営の健全化を確保するために必要ある場合においては、償却資産のうち直接その営業に供する有形固定資産の各事業年度の減価償却額は前項の規定——前項の規定というのは100分の10ですね、これにかかわらず、同項の規定により算出した金額の100分の50を超えない範囲内において企業管理規定で定めた率を利用して算出することはできると、こういうふうには書いています。

【石田病院建設課課長補佐】 そのの意味合いとしましては、一応29年まで減価償却しましたと。本来、ここで建物建てかえていいわけなんですけれども、いやまだ使えるでという場合は、その30年目、31年目ということで、使える場合はその分の減価償却をまだそこから100分の5だけ残すんでしたら、残りの100分の10から100分の5引いて、100分の5ですね。その分だけを減価償却しなさいよということなんでありまして、29年で使用しなければ、もうそこで建てかえるというふうなことでしたら、当然10%ということになります。

【谷口委員】 要は29年経過した後に5%をもう一度償却すると言っているんですか。

【石田病院建設課課長補佐】 そういう解釈です。

【谷口委員】 これは経営の健全化、公営企業の経営の健全化に資するために、こういう事業の場合は100分の5まで原価、残存価額をしてもいいですよ。だって、鉄筋コンクリート造は39年でしょ。で、これ、鉄骨造は29年になるでしょ。その29年で償却をする額について、一般的には100分の10を残存価額にするけれども、特例によって100分の5にしてもいいですよということと違うんですか。

【石田病院建設課課長補佐】 さきほどの説明のとおりです。

【谷口委員】 いや、だから一般的には100分の10ですよと言っているんだけど、公営企業の経営に資する必要、健全な経営に資する必要がある場合は100分の5でもええですよ。要は29年で償却する残存価額を100分の5にしてもよろしいということ言っているんですよ。

【関本委員長】 市長、どうぞ。

【山下市長】 経営の効率に資するというのは、29年たってもまだ使えるのに、壊して建て直したらもったいないから、経営の効率に資するためにまだ使いなさいよ。そのためには、さらに100分の5、減価償却を認めますよというふうに解釈できるんじゃないですか。

【谷口委員】 そうですか。よくわからないので、一遍調べてみてください。

【関本委員長】 ほかに御意見。筑井委員。

【筑井委員】 すいません、そもそもその御説明で、再度改めて確認したいところなんです、今回請負率85%が想定されて、今の物価上昇と建設費の高騰ということで、前回の65%、75%、85%の請負率から85%の請負率を前提とするということは分かるんですが、その次で、前回の収支計画と比較して当初立ち上げ5年間の病院経営の安定化という趣旨から、負担金の繰り延べということのお申し出なんです、これは市の側にお伺いするのか、徳洲会の側とも絡めてお伺いするのか、今、再度改めて、当初から想定した85%請負率の中で、今回負担金の返済を繰り延べするという趣旨の中には、収支計画が苦しくなっているという分もありましょうし、

なにがしか別の要因があるのか、そこのところ御説明を伺った方がいいと思いますが、よろしいですか。

【関本委員長】 市長、どうぞ。

【山下市長】 今回の一番大きな変更のポイントは、この説明書の2ページにありますように、附属設備の部分について、15年間で償却を予定していたものを、その附属設備の分の15年間で建物の償却期間の29年に合わせるということで、例えば請負率85%のときに、15年目までは3億181万3,000円払っていただくのが、当初だと16年目から価格が下がるわけですけれども、今回は1年目から、この支払っていただく最初の年度から最終年度まで2億1,391万8,000円ということ、毎年の支払い額が約8,789万5,000円下がるということが大きな変更のポイントでございます。ただ、言うまでもなく、支払総額の方は変わらないということで、支払い方法を変えたということでございます。

なぜ、こういうことをしたのかということのお尋ねでございますけれども、1つは病院の予定価格が現在の82億ということになっておりまして、これにつきましては将来スペースの確保だとか、あとリニアックの新設といった形で設計額がアップしたということと、昨今の東日本大震災の影響に伴います建設単価の上昇という傾向に鑑みまして、低落札率での落札はなかなか期待できないだろうと。85は下ることはないだろうというふうに見込んでおりますので、そういったことと、先ほど徳洲会さんの方から御説明がございましたとおり、徳洲会さんの方に改めて収支計画を見直して、1日当たりの外来患者数につきまして、昨今のグループ病院の平均からちょっと固めに見積もったということから、売り上げが減るということで、そういったことから減価償却相当額として、市にお支払いいただく額をできるだけ抑えたいと。もちろん、トータルの支払い額は変わらないわけでございますけど、平準化したいと。やはり当初の15年間だけ高いというのが若干経営的観点からすると、避けたいということでございましたので、市といたしましても、支払い総額が変わらないのであれば、先ほど課長の方から御説明があったとおり、起債の償還には影響がないということでございましたので、そういう指定管理者としてこの病院の収支を無難なものにしたいという申し出がございましたことから、協議の結果、こういうことになったという事情でございます。

【関本委員長】 筑井委員、どうぞ。

【筑井委員】 確認ですが、もちろん徳洲会さんの経営の安定化というのは、生駒市民にとっては必要なことですし、一方で負担金の総額というのは生駒の市民の税金ということから言えば、その分のチェックが必要ということで、価格と判断ということなんですが、指定期間20年を超えた、長期に継続した場合には、客観的には、それは繰り延べしても全然問題ないんですが。20年で区切ったときに、本当にその間のいわゆる指定管理者負担金というのは生駒の市側にとっては同額を見ていいのか。それから、かかる話というのは、今後、というのは本当にどんどん変わっていきますので、追加の医療機器の投資も発生することもあるでしょうし、逆に指定管理者というか、徳洲会さんでの収益状況が非常に改善するというのもあると。というのは、あくまでもシミュレーションということでの判断だと思うんです。ですので、今後の予測はかなり難しいと思いますが、考え方として、生駒市立病院の利益が上がった場

合、あるいは追加の設備投資の危機が発生して、さらに負担金が発生することがあるやなしやについてのなにがしか、お考えというのはございませんでしょうか。

【関本委員長】 市長、どうぞ。

【山下市長】 1点目の御質問でございますけれども、それは第30条の第4項に規定しております。基本的には、このただし書き、第4項のただし書きですね。これは徳洲会さんと我々と当然これは20年たっても、その後も特に問題がなければ継続していただくという前提でございますので、基本的には第4項、ただし書きの考え方に従いまして、その後減価償却期間が終わるまで、ですから5年目から33年目まで平準化した金額を払っていただくということも想定をしております。ただし、今、何らかの事情で20年で終わりということになった場合には、それまで猶予していた額を、その20年の指定期間の満了時にまとめて払っていただくということでございますので、市としてその20年で指定管理期間を更新しなかった場合に関しても、支払総額は変わらないということでございます。

それから、減価償却額の追加に関して申しますと、先ほどもお尋ねがございましたけれども、新たな附属設備等を導入すれば、当然その附属設備の価値が高まりますので、当然減価償却額は上方修正されるというふうに御理解をいただきたいと思えます。

【関本委員長】 筑井委員、よろしいでしょうか。ほかに。谷口委員。

【谷口委員】 リニアック室の話で、先ほど徳洲会さんの方から、放射線治療設備の金額は大体5億ぐらいかかるだろうと。そうだと思うんですが、経営の安全性、それから5年目に導入したいというお話でしたね。でも、リニアック室は初年度からできるわけでしょ。そうしますと、5年間使えないわけですよ。これは設備の問題と、多分もう1つは検査技師の問題があつてのことだとは思いますが、せっかく造ったリニアック室が5年間空室、設備がないという状態をせめてもうちょっと前倒しするような話は、やっぱり僕は徳洲会さんとしていただきたいと。もし、設備の費用が問題だというんだったら、それはまたほかの方法があると思うんですが、どんなものでしょうね。

【関本委員長】 市長、お願いします。

【山下市長】 今、がん患者の方が増えておりまして、放射線治療を求め、患者さんも増えておりますので、市としてはせっかく建物を造るわけですから、少しでも早く機械を入れていただいて、市民のがん治療に役立ててほしいという強い要望を持っておりますので、これから谷口委員の御指摘もございましたし、我々も当初からそういう希望を持っておりますので、その点はこれから協議していきたいと。

【谷口委員】 特にこれ、医療法人徳洲会の徳田理事長から申し入れで後から追加になった経過もございますので、ぜひそれは市長の方でよろしくをお願いします。

【関本委員長】 ほかに御意見、何か。では、大澤委員。

【大澤委員】 3つ質問がございます。

まず、最初、第6条のことですけれども、平成22年8月19日、第10回の委員会で見てきたときに、ちょっと見過ごしたのかなという気がするんですけども、2行目のところ、第6条の1行目から2行目のところで、「生駒市立病院開設の日から同日から」という、「から、から」となっていますけど、ちょっとこれ、文言が正しいのですか。先ほど、「若しくは」という訂正がございましたけど、今日あるのかなと思ったんですけど、言われなかったので、これが1つですね。1個ずつ行きましょうか。

【関本委員長】 これは、「から」が2つ続いておかしいという意味ですか。事務局の方、いかがですか。市長、お願いします。

【山下市長】 これはこういうふうに読んでいただきたいんですけど、生駒市立病院開設の日から一たん切っていただいて、その日から20年を経過する年度の経過する日の属する年度の末日まで。ですから、最初が生駒市立病院の開設の日から、で、〜〜〜までと、こういうふうに読んでいただいたらいいかと思います。つまり、この同日からというのは、20年を経過する日にかかるというふうに御理解いただきたいと思います。

【関本委員長】 そういう言い回しだということによろしいでしょうか。

【大澤委員】 いや、「同日から」が要らないんじゃないですか。そんな苦しい言いわけしないで訂正すればいい。

【関本委員長】 訂正の必要が特にありますか。

【大澤委員】 また、協議してください。しょうもないところですので、文言だけの問題、本体に何も関係ないのでね、結構です。

それから、2点目ですね。次からちょっと重要になるかなと思いますので。今回、今日の改定案の説明の分に当たります、第38条の第1項第5号のところを追加になりました。このあたり、少し質問があるんですけども、それを置いておいて、第38条第3項のところ、上の暴対法等関連するそれ以外のことも受けて停止を命じた場合は、乙に対して損害の賠償及び違約金の支払いを求めることができるものとするを書いてあるんですね。非常に弱い表現で、市の判断では求めなくてもいい、求めることもできるというふうな解釈もできるんですけど、これはどこかからとってこられたんですか。普通の暴対法に関連する委託契約書、県の委託契約書にはこういうことは、こういう表現は書いていないですね。県の委託契約書によりますと、乙に対して損害の賠償及び違約金を甲の指定する期間内に納付しなければならないというきつい表現になっているんですけども、これは何か意図的なものがあるんですか。

【関本委員長】 事務局、いかがでしょうか。

【上野病院建設課長】 今回、平成24年から暴力団排除条例というのができまして、それに伴いまして、市の方で施設に関する基本協定書ということで、指定管理者さんとの基本協定のひな形を作っています、その条文をここで使用させていただいてお

ります。

【関本委員長】 事務局、今すぐ出てこないようでしたら、ちょっと探していただいて、引き続き、大澤委員、ほかの件がありましたら、お願いします。

【大澤委員】 そしたら、その前に戻りまして、第38条第1項第5号、今回、ゴシックで追加になった分のところでございますけど、一応暴対法に関連する文書、8項目にわたってあります。これはもうどこのひな形でも、そのまま出してこられています。大体皆このようなところですね。そこの中のオのところ、ウ及びエに定める場合のほか、次のところですね。役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるときという条文が入っております。これが入っているということは、今、徳洲会、かなりいろいろ世間を騒がしておりますけれども、2つほど不適切な件が出てきております。この第5号のオのところを見れば、今の徳洲会は不適ではないんですかね。こういうのを入れてあると、もう最初からアウトという気がいたしますけども、いいですかね。

【関本委員長】 市長。

【山下市長】 市といたしましては、昨年だったと思いますけれども、生駒警察署に対しまして、医療法人徳洲会の全役員を対象に、この暴力団、または暴力団等、社会的に暴力団員であるか、あるいは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているかどうかについて照会をいたしまして、その結果、全員関係ないということでございました。市としては、公的機関である警察の判断に従っているわけでございますけれども、今、大澤委員、御指摘のとおり、その週刊誌等で内紛のようなことが報道されておりました、それにつきまして、市としては徳洲会の方に問い合わせをしたわけでございます。徳洲会としては、市が手続にのっとり、医療法人徳洲会の全役員について、そういうものは警察に照会をしてしかるべき判断をしておるわけであるからということで、そういう判断を尊重していただいているわけでございます。もし、指摘されている方が仮に関係があったとしても、その方は既におやめになっておられます。退任をされておりますので、それについては仮にそういう関係があったとしても、既に役員ではないということで、市としては問題ないのではないかと考えております。

【関本委員長】 大澤委員。

【大澤委員】 それはおかしいですよ。発覚したから、解雇したらいい。そういうことじゃないでしょ。そこに所属していたからいかんわけで、そこにその暴対法が引っかかってくるわけで、今の説明ははなはだ不適切だと思います。ここに徳洲会の代表として説明に来られた方が待機されているわけですから。

【加藤医療法人徳洲会常務理事】 マスコミで、元、私どもの役員がいろいろとあることないことリークしましたけれども、今、司直の手に渡っています。だからあれが100%真実なのか否か、それをきちっと司直の手に委ねております。ですから、我々のところは全くそれはもうはなはだ大きな迷惑を被っているわけですから、この辺のところは、今後真相が明らかにされますし、我々の方としてはそういうことは一

切関与していないということですので、その辺のところを御理解いただけたらと思います。

【関本委員長】 大澤委員。

【大澤委員】 やっぱり理解しがたいですよ。やっぱりその中で、責任ある地位でされている方なので、徳洲会は関係ないんだと言われても、それは信用できないですし、そういうトカゲのしっぽ切りみたいにするのであれば、こういう暴対法のここの第5号のところは、書いてあっても、何の意味もないわけでしょ。これ、外してしまっただけいいわけですよ、ここのところ。それだけではないですよ。例えば毅氏のことにもいろいろと不適切なモラルハザードのことが出てきていますし、そういうところに指定管理者として、市長としては任せて大丈夫なんですか。そもそも徳洲会が指定管理者として選ばれるところ、スタートがもうそもそも何遍も言いますけど、おかしいので、大阪医大含めまして、3つのところに指定管理者をお願いに行ったときの条件が、この委員会を出した条件と全然違う条件で、断られに行くような条件で行っておられて、それで、でけへん、でけへん、でけへんで、年末にもう公募しますというような形になってしまって、それであつという間に徳洲会に決まってしまったという、その辺が、まだわだかまり持っていますよ。納得できないですね。また、リセットしてやってもいいんじゃないですか。こういういろんな問題、いっぱい出てきますのでね、最終的に市民が迷惑を被ってはいけませんので、その辺、慎重な判断を市長さんもやっていただかないといけないと思います。

【関本委員長】 市長。

【山下市長】 指定管理者選定の経緯についてのことを何度も話に出ておりまして、ちょっと私は大澤委員の方に誤解があるというふうに思いますので、そのことだけを申しておきまして、詳しいことはもう繰り返になりますから、言いませんけれども。先ほど来、申しておりますとおりの、この才は、あくまで役員がそういう関係にあるかどうかということの場合には、その指定管理の取り消しとかいうことが、次のステップとして出てくるということでございまして、同じ説明になりますけれども、既に警察に照会して全員シロだということで回答いただいているということと、今回指摘を受けておられる、当該役員につきましては既に退任をされているということでございますので、既に役員の地位にはないわけでございますので、今ここで問題にするのはおかしいというふうに思っております。あと、その徳田毅衆議院議員につきましては、これは特に暴力団との関係云々ということではございませんし、徳田毅氏も既に徳洲会役員を退かれていますというふうに聞いておりますので、その点についても問題ないというふうに理解しております。

【関本委員長】 この件に関して。溝口委員。

【溝口委員】 市長がおっしゃる時系列が大分違って、警察に行かれたのと、今の役員の方がやめられたのと、大分後ですよ。今、徳洲会の方が司直に任せているとおっしゃっているので、今、警察に言ったらどうですか。

【関本委員長】 市長、どうぞ。

【山下市長】 ですから、当該役員がやめておられますので、もし現在役員に残っておられる方について、そういう疑義があるのであれば、市としても無関心ではいられませんけれども、今は既に役員を退かれておられますので、既に役員じゃない人について、暴力団との関わりの有無を照会したところで、何の意味もないというふうに思います。

【関本委員長】 この件に関して、ほかの……。谷口委員、どうぞ。

【谷口委員】 企業でも法人でも、意思表示があって、そして役員が辞任するということはあるわけですよ。辞任した後の企業、あるいは法人が、今けしからんとおっしゃっているようですが、これは解任であるか辞任であるか、それは別として、その時点で社会的な制裁というんですか、社会的な信頼性というのはそこで解決されていると思いますから、先祖返りするような、あんまり元へ戻るような話はちょっと大澤先生、もうやめましようや。

【関本委員長】 大澤委員、どうぞ。

【大澤委員】 新しい法人法案によりますと、こういう不祥事を生じた場合に、本人から辞任届が出てきても、それは受理されないんですよ、その結果が出るまでは受理されない、ペンディングの状態になりますので、このケースも今、司法の手にかかっているというのであれば、その結果が出るまで待たないといけない。そういうことですよ。最近の解釈でしたら、そういうことになりますので。そういうの、なんぼ不正があった中で、いろいろあった人、皆、首切っていけば、何もないんだという、行政独特の解釈ですね、それね。今は何もないんだという。だから、大丈夫なんだ、ここはせざるを得ないんだというような解釈なんですけども、それはちょっと普通の市民には納得できないですよ。

【関本委員長】 この件に関して、ほかの委員から意見はございますか。どうぞ、溝口委員。

【溝口委員】 しつこいようですが、時系列で市長が生駒警察に言われた時点と、今、司直の手にかかっている時点とは、ずれているはず。かなり前の話。だから、おっしゃるように、やめたからいいというものではないと。その時点でもうその人がおったわけですから。だから、そこへ戻ってその人がおった場合ですから、それは正確に市民に表現しないと、だれも信じない。

【関本委員長】 市長、どうぞ。

【山下市長】 市としては、その指定管理者がこの条項に該当するかどうかは、警察に照会をしようとする時点、時点で判断しますので、当時はその役員の方は在籍されていた中でシロという判断が出て、今回、その疑いが掛けられている人は既に退任されているわけですから、ですから余計、以前の照会結果が覆る可能性は、普通に考えればないと思うんです。その当時の時点ですら、役員として在籍していた時点ですら、暴力団との関係がないという照会結果が来ているわけで、その後、役員をやめら

れて今に至るわけですけれども、そうであれば、今の時点で照会をしても、シロという結果が、クロになるはずはないと。常識的に考えれば、そういうことになりますので、その辺、よろしくお願いします。

【関本委員長】 ほかの委員から意見は何かございますでしょうか。さっきから、特定の委員が発言されているんですが、これはかなり個人の見解の相違というのが大きくて、一般的な社会常識かどうかというのは非常に難しい問題があると思うんですが、この件に関しては、大体議論も尽きたと思いますので、大澤委員の方から、先ほど質問があった、委託等の解除の表現がちょっと甘いという指摘がありまして、そのときに、ちょっと事務局の方がいろんなひな形をもとに作っているということでしたが、そのもとになる文書が見つからなかったようですが、それについてひな形、見つかりましたでしょうか。市長、お願いします。

【山下市長】 求めることができるものとするということで、これについて、甲乙ともどもがサインをするわけですから、この第3項の書きぶりであっても、支払いが義務であるというふうに解釈できるものと思いますけれども、大澤委員、御指摘のとおり、ちょっと弱いんじゃないかというふうに言われれば、そのとおりだと思いますので、これは、乙に対して求めるものとするとか、乙は支払わなければならないとか、そういう表現に改めたいというふうに思いますけど、それでよろしいですね。そういう方向で改めさせていただきたいと思います。

【関本委員長】 それでは、後ほど修正をお願いします。
大澤委員の方から、ほかの件について御指摘ありますでしょうか。

【大澤委員】 それだけです。一番気がかりなことはいつまでも解決されない。個人的な見解と言われましたけども、委員長は。これはもう常識的な見解なので。

【関本委員長】 そうですね。常識なのか、個人の見解なのかというのは非常に難しいと思うんですが、ここでそういうことに関して採決をとる必要があると思われませんか。委員の方から御意見をお願いします。

【山下市長】 そもそも諮問事項と違うんじゃないですか。

【関本委員長】 諮問事項と違うのという意見が多数ですので、今回はもうこのままでということにさせていただいたらいかがでしょうか。構いませんでしょうか。

【谷口委員】 結構です。

【関本委員長】 南委員、どうぞ。

【南委員】 先ほど御説明になりました、収支計画表等からは将来の建てかえ費用ですとか、そういうものに関してちょっと感じとることができなかつたんですけれども、将来の建てかえ費用の蓄積というふうなことは考えておられるのでしょうか。それとも、今回のような負担金の納付方式というイメージでよろしいのでしょうか。将来のことです。

【関本委員長】 建てかえ費用についてどのように考えているかですが、これについて具体的な回答は今ございますでしょうか。

【上野病院建設課長】 将来の建てかえということでございますけれども、今回の収支計画では15年間の収支計画ということでございますが、将来いずれ建てかえるということで、基本的にこの内部留保金というのは当然、蓄積されていくわけでございますけれども、公共団体につきましては起債というのを借りることができまして、それに対しまして、国からの交付税で一部負担していただくこととなりますので、基本的に将来はそういうまた起債を借りて、当面充てていくことになろうと思っておりますけれども、その内部留保金をどう使うかというのは、まだちょっと具体的には今すぐには分からないということです。それでよろしいですか。

【関本委員長】 谷口委員、どうぞ。

【谷口委員】 さっき、市長、御説明になりました、この改定内容の説明のただし書き、一番最後、乙を次の指定管理者に指定したときということ、継続的に徳洲会が病院経営を担うというニュアンスが感じられるんですが、本当はできれば、20年支障なく経過した後は、継続して徳洲会が指定管理者になるという項目を、僕は入れてほしいんです。どうしても、それはちょっと無理やということであれば、今日は常務理事の加藤さんなり、あるいは東京本部から中川事務局長さん、来ておられますので、20年で何の支障もなく、その指定管理者が指定管理を終わったら、これはやっぱり経営上から考えましても、最低は40年ぐらいの病院事業経営をやられるのが当然のことだと思いますので、そういうつもりでおりますという意味表明だけでも、ひとつお願いしていただいたら、これ、議事録に残ることですから、ぜひよろしくお願い致します。

【加藤医療法人徳洲会常務理事】 これは本当に基本協定の契約上の問題ですので、我々もやはりこの生駒の市民の方々に、我々も本当に努力して今後、地域医療に貢献していきたいと思っております。ですから、先ほども収支計画も本当に去年までのあれはちょっと古い、情勢も変わっています。今の情勢から考えて、まさかこの建築単価もここまで高騰するとは予測していませんでしたし、それと先ほどからリニアックの放射線治療の医療機器も、日進月歩、医療機器は新しいものに、御存じのように変わっていきます。医療機器もやはりできるだけ最新の医療機器を導入して、皆さんにより質のいいサービスを提供するというのをいつも我々のグループの方針でやっておりますし、20年ということをやめるなんてことは、毛頭思っておりません。そのためにもやはり、もちろん市の方にも、市長さん初め各スタッフの方にも、協定案を詰めるのに何度も話し合いをさせていただき、末永く、20年、30年、40年先というても、我々もこの世にはおらないかも知れませんが、さらに次の世代へきちっと継承して、末代まで続くまでの覚悟を決めて、今回、指定管理者としてお引き受けするというこの、これは決して一過性のものじゃないということで、強い決意を持っておりますので、その点、どうぞ御理解いただけたらと思います。

【関本委員長】 溝口委員、どうぞ。

【溝口委員】 今、僕たちが議論している基本協定書というのは、20年ですよ。僕らが死んだ後、20年以降、そこまで詰める必要はないと。だから、20年で20年後の議会、市におられる方、市民に決めてもらえばいいと思います。そんな先のことまで、みんな分からへん。だから、20年後やりはる、それはもう未来に人に任せばいい。これは20年間の協定書。それを認めればいい。そんなややこしい先のこと言うてもしやあない。

【関本委員長】 谷口委員。

【谷口委員】 だけど、溝口先生、おっしゃること、よく分かるんで、この指定管理者として、今日は徳洲会の責任者の方も来ておられるから、病院経営をこの生駒の中でやっていく心意気を僕はお聞きしたわけで、それが悪いですか。

【溝口委員】 悪くはない。

【谷口委員】 そうでしょう。だから、そのことだけですから、今、力強く言っていただけだったので、本当にありがとうございました。

【関本委員長】 では、どうぞ。

【溝口委員】 しつこいようですけれど、ここにあるのは20年間の協定書。

【谷口委員】 それ、分かっていますよ。

【溝口委員】 きっと、徳洲会の方も現役でなくなる。それでは、未来の市民に任せれば問題ないことで。

【谷口委員】 いいですか。

【関本委員長】 はい。

【谷口委員】 あんまりそこまで言いたくないんだけど、確かにこれ、指定管理期間を20年でやっている。だけど、病院経営というのはそんな短いスパンで成果を上げていくことはできない。一方で、この減価償却は、これ、たまたま鉄骨造になったから29年ですけども、これ、鉄筋コンクリート造の場合は39年という。そうするとね、今、20年で終わったら、減価償却残が9年分残っておるわけです。これで、もし、指定管理者が変わる。引き受け手がない、あるいはあったとしても、残り9年間の償却費を新しい指定管理者として引き受けると、どこもありませんよ。そうすると、市の資産の減になるわけよ。だから、ここはずっと続けていただくことはいいと。もしそうでなければ、除却せなあかんという事態になるから、そういうことを含めて、徳洲会さんのお考えをお聞きしたということですから、よろしく。

【関本委員長】 今回の諮問には直接関係ないことでありまして、基本協定書というのはよくも悪くも20年間を決める計画書というのは、全くそのとおり正論だと思いますが、一方では、市民委員の谷口さんとしては、末永くやっていただきたいという

思いがあるということだと思います。徳洲会さんの方も、できるだけそうしたいというふうにおっしゃっていただいたということだと思います。

ほかに諮問案について御意見あるいは……。溝口委員、どうぞ。

【溝口委員】 この諮問は開院後の話ですね。開院してからの基本協定ですね。今から開院するまでの間の何か、もし違反があれば、どういうふうに対処する、リスク管理はどこにありますか。

【関本委員長】 違反とは、具体的には。

【溝口委員】 例えば、指定管理者をおりるという事態があれば、どこで処理するか。

【関本委員長】 市長の方からお願いします。

【山下市長】 ちょっとその民法の話になると思うんですけども、確かにこれは開院後の管理運営に関する基本協定書という名目にはなっておりますけれども、当然開院前の、ですから、あと2年弱ございますけれども、こういったものを結ぶということは、もう当然のことながら、市と徳洲会とで将来、建物が完成したら、病院をやりますよという契約はできているわけですよ。ただ、建物がないので、病院を運営するという業務の履行ができないという状況ですので、既に民法上は契約関係にあるということは明らかだというふうに思いますので、当然その現段階で撤退とかいうことはあり得ないと思いますけれども、そういうことになれば、民法の一般原則に従って、市の方としては損害賠償請求をしていくということになるかと思います。それはここに書いていなくても、当然民法の一般原則に従ってできるというふうに考えております。

【関本委員長】 溝口委員、よろしいでしょうか。ほかにございますか。

【溝口委員】 もう1回、いいですか、その件。

【関本委員長】 はい。

【溝口委員】 同じことなんですけども、例えば生駒市の方針として、民法で規定しているのであれば、条文にする必要はないとおっしゃるんですか。普通、会社で契約をとってくるときには、建物を建てる前に契約を取りますよね。それを取ってこない部下っておかしいと思いませんか。

【関本委員長】 いかがでしょうか。市長。

【山下市長】 ですから、これまで市が指定管理方式で業務をする場合、これまでも例えば温水プールなんか指定管理者方式でやっておりますけれども、それなどはむしろ、開業の直前に基本協定を結んでいまして、それまでの間は議会の議決は受けておりましたけれども、特に基本協定のようなものはなかったわけでごいまして、特段、今回の措置が市の業務として異例だとも思いませんし、例えば通常の市民の契約であ

っても、業務の履行の開始時期が将来の時点にあるということはありませんので、例えば、今の予定で行けば、27年3月に業務開始をするわけでございますけれども、それに向けて今、契約を結んでいると。そうすると、当然業務開始の段階に至るまでの間、2年弱の間も、一定の拘束力が生じると。これは顧問弁護士にも相談をして、そういう見解をいただいておりますので、その点は御心配には及ばないと思います。

【関本委員長】 ほかにございませんか。谷口委員。

【谷口委員】 いや、今の件、第38条で書いてある文言というのは、協定書を締結した、即この文言は生きてくるわけですから、開院までを全部含んでいる話だと思うんです。ね、そうでしょ。この協定を締結した段階で、この条文は全部有効になるわけでしょ。そうすると、第38条も有効なわけでしょ。第38条というのは、指定の取り消しに関して、こういう項目を全部挙げているわけですから、そのどれかに該当したら、それは開院後であろうが、開院前であろうが、それは関係ない。全部それによって処理ができると、こういうことでしょ。

【関本委員長】 この3というのは、取り消された場合ということで、指定管理者が自分の方から撤退した場合というわけではないかも知れませんが、市長の説明ですと、民法上、当然の流れで違約金の負担を求めることができるということで、あえて条文にすることはないのではないかと。

【谷口委員】 第39条に、相手が申し出た場合のことは書いてありますからね。

【関本委員長】 事務局からも、特に。

【山下市長】 第38条自体は、実際の病院業務が開始された後のことを想定しているものですが。

【谷口委員】 想定はしているけど、効力的には開院前も含むでしょうや。第39条もそうでしょ、同じことです。だから、協定書を早く結ぶというのは、そういう意味において担保ができると。もし、協定書が開院までに結ばなかったら、その間のリスクというのはだれも負担できない、行政の負担や。

【山下市長】 ただ、第6条で本協定の協定期間というのがありますので、本協定の期間は甲が乙を指定管理者として指定する期間（生駒市立病院開設の日から20年経過の日まで）と書いていますのでね。ですから、基本的には病院のオープン後を念頭に置いているものでございますけれども、こういうものを、先ほども申しましたけれども、双方の代表者が取り交わすということでもって、要するに民法の保護に値するような密接な関係に入ったわけなので、当然その相手方の行動を双方、信義則というのが働きますので、その信義則にもとるような行為があった場合には、相当のペナルティを求めることができるということになるかというふうに思います。

【関本委員長】 ほかに質問は。筑井委員、どうぞ。

【筑井委員】 多少今のことに関連といえば関連します。1点質問と、市民代表とし

てのお願い事ということになるんですが、意見ということなんですが、今日はこの新たな協定書を結ぶ。確かに協定期間は開院の日から20年ということながら、実際にいわゆる管理運営協議会というものを開始する日程、スケジュールというものが前、御説明がありましたが、具現化させてくれて、改めてそのスケジュール感についてお伺いしたい。

それから、先般ちょっと連携の部会というものを立ち上げるというふうなところのスタートの話があったと思うんですが、そのスケジュール感も改めてお伺いしたいと。

それから、あわせて、第38条の項目で、我々市民とすると、徳洲会さんがお決まりになった過去の経緯、今となってはそのことよりも、永続して地域で安定した医療を提供いただけるというのを切望しているわけでございますので、確かに指定取り消しになっても、2年間は業務を継続いただけるという条項が入ってございますが、とりわけ第38条の項目については、ぜひとも指定管理者の中でこういう条項が結ばれているということにおいて、徳洲会の組織の中でコンプライアンスであるとか、自助努力について、くれぐれもガードを固めていただいて、我々としても、かかる事態、想定する事態が起こらないように指導をお願いしたいということを申し添えさせていただきます。

【関本委員長】 筑井委員の方から、医療連携専門部会と。

【筑井委員】 あと、管理運営協議会です。

【関本委員長】 そちらのスケジュールはどのようになっているかと、これは質問だと思いますが、事務局の方から何か回答できますか。市長、どうぞ。

【山下市長】 その点につきましては、次第でいうところの、「3 その他」となりますので、一たんこの諮問案についての審議が終わった後、その他の項でやっていただくのが、議事の整理上、よろしいかと思えます。

【関本委員長】 ほかに御意見、御質問ございますか。溝口委員、どうぞ。

【溝口委員】 しょうもない話なんですけど、第5条の第2項、これは生駒市の方が書かれたんですか。「乙は善良な管理者」と書いてあるんですが、こんな書き方しますか。

【山下市長】 これ、民法にいわゆる善管注意義務というのがございまして、委託契約の受託者は善良な管理者の注意をもって受託事務をしなければならないということになっていきますので、民法上の用語を引っ張ってきた文言だということで御理解いただきたいと思えます。

【溝口委員】 ありがとうございます。

【関本委員長】 ほかに何か御意見ありますでしょうか。特に。

それでは、ただいま諮問を受けました、基本協定書改定案について、一応修正案が1つ出ております。この修正案は、先ほど大澤委員から提案があった第38条の第3

項、「乙に対して損害の賠償及び違約金の支払いを求めることができるものとする」というのをもう少し強制力のあるような表現に変えてはどうかということで、これを変えるということで御異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

【関本委員長】 そしたら、ほかに。

【大澤委員】 第6条も、「開設をした日から同日から」というのも、整理されてもいいかなとは思いますが。

【南委員】 先ほどお話しが出ていましたように、第6条の生駒市立病院開設の日から20年ということで、「同日から」というこれを削ったら、非常に分かりやすい文言になると、私は思うんですよ。

【関本委員長】 これを削ってはどうかという意見ですが、これに対して御異議はないでしょうか。事務局の方、いかがですか。これ、法律用語の言い回しというのもあると思うんですが、これを変えることで何か不都合ありますか。

【山下市長】 社会通念上は、その「同日から」を取ってもいいと思うんですけど、細かいことを言いますと、じゃ、この「生駒市立病院開設の日から」というのは、その後の年度の末日までというのにかかるわけですね。スタートが市立病院開設の日であって、エンドの日が年度の末日までということなので、この最初の開設の日からというのは、年度の末日までにかかる読むべきだと思うんです。そうすると、じゃ、その20年を経過する日の属する、20年を経過するのその20年のスタートの時点はいつかということさらには明確にする必要があるんで、再度ここで同日からというのを入れているわけで、社会通念上は、だからこの開設の日からが両方に係ると。20年を経過するという文言にも係ると、年度の末日までに係ると、両方に係るといふように読めるんですけども、法律の契約書上の文言としたら、その辺を明確にした方がいいと思いますので、あえてこれを繰り返して入れていると思いますので、その御指摘を踏まえて分かりやすくするならば、生駒市立病院の開設の日からの後に点を入れるというふうにすれば、意味ははっきりすると思うので、そういう形で修正させていただければと思いますけれども、それでよろしいでしょうか。

(「了解しました」と言う者あり)

【関本委員長】 それでは、この2つの修正をすることで御異議はないでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

【関本委員長】 それでは、基本協定書のまず1ページ目の第6条、最後の行の「生駒市立病院開設の日から」の後に点を入れるという、それが1点。それから、もう1点は9ページにある第38条第3項の最後から2行目、「乙に対して損害の賠償及び違約金の支払いを求めることができるものとする」を、「求めるものとする」に変えるか、あるいは同様の文言で事務局の方で適切な文言に変えていただければいいと思

うんですが、そちらはもう事務局にお任せしてよろしいですか、皆さん。

(「はい」と言う者あり)

【関本委員長】 そしたら、これから事務局の方で修正作業をしていただきますので、それが完成するまでの間、しばらく休憩に入りたいと思います。

【谷口委員】 これは承認確認せんでええんかな。

【関本委員長】 後で。

【谷口委員】 後にしますか。

【関本委員長】 そうですね。審議を再開した後に、修正を確認していただいてということになると思います。

それでは、しばらく休憩にしてもよろしいでしょうか、事務局。

じゃ、しばらく。何時何分ごろにできそうですか、修正案は。

【山下市長】 すぐできると思いますよ。

【関本委員長】 じゃ、10分休憩ですか。そしたら、22時55分くらいをめぐりにお願いします。

(休憩)

【関本委員長】 それでは、審議を再開させていただきます。

ただいま委員の方に配付されました修正案の御確認をお願いします。

説明の方は事務局の方からお願いします。

【上野病院建設課長】 それでは、お手元の方に修正させていただきました基本協定書案を配付させていただきました。まず、1枚目でございますが、基本協定の1ページ目、第6条ですね。「本協定の期間は甲が乙を指定管理者として指定する期間（生駒市立病院開院の日から、同日から20年を経過する日の属する年度の末日まで）とする」ということに訂正させていただきました。

続きまして、2枚目の基本協定案の9ページでございます。その第3項でございます。「甲は第1項第1号から第6号までの規定により指定を取り消し、又は期間を定め管理業務の全部、若しくは一部の停止を命じた場合は乙に対して損害賠償及び違約金の支払いを求め、乙は甲の指定する期日までにこれを支払わなければならない」に改めさせていただきます。

以上でございます。

【関本委員長】 この修正案で御異議はないでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

【関本委員長】 この内容でよいようですので、修正ページを差しかえていただき、この改定案を了承し、本委員会の答申とさせていただくことにします。

それでは、早速、本答申を山下市長の方にお渡しさせていただきます。

「生駒市長、山下真様。本日、諮問された生駒市立病院の管理運営に関する基本協定書改定案について、本委員会において慎重に審議した結果、別紙のとおり答申申し上げます。」

それから、その後に「その他」という案件がございますが、それについて事務局の方から説明をお願いいたします。

【上野病院建設課長】 今後の予定でございますが、まず本日修正案を承認いただきまして、答申をいただきましたことによりまして、この協定書をもちまして、6月初旬に基本協定の調印を行わせていただきます。また、6月5日には5月1日から公告しておりました市立病院建設工事の開札が実施されまして、事後審査を受けまして、6月中旬には請負契約を締結する予定でございます。なお、建築工事の着工の前、6月末には起工式を執り行いたいと思っております。また、委員長初め、本委員会におきます皆様にも御臨席賜りたく、詳細が決定し次第御案内申し上げますので、よろしく御出席のほどお願いいたします。

それと、先ほど筑井委員さんから質問がございました。今後の管理運営協議会並びに医療連携専門部会の日程でございます。前回、説明させていただきましたときは、4月から医療連携専門部会を発足したいということで説明させていただいておりましたが、病院の工事の実施設計が若干延びましておくれておりますのと、基本協定締結に向けまして、私たちの方がそれに対して全力を注ぎたいということで、その開催につきましてはおくれておりますが、今後の予定としましては8月に医療連携専門部会を発足させていただければなと思っております。それと、管理運営協議会につきましては予定どおり、平成26年4月から病院事業推進委員会の方で、まず管理運営協議会についての基本的なことを決めていただく予定でおります。

以上でございます。

【関本委員長】 ほかに何かございますでしょうか。

それでは、これをもちまして、生駒市病院事業推進委員会の第14回会議を終了させていただきます。皆様、長時間御協力ありがとうございました。

— 了 —